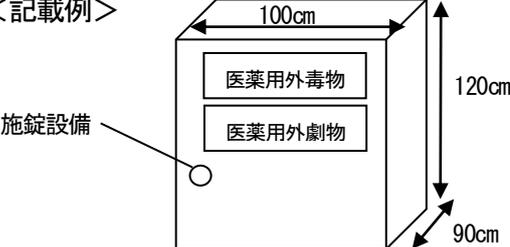


毒物劇物業務上取扱者届書

表 1 に該当する毒物劇物業務上取扱者は、業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物又は劇物を取り扱うようになった日から 30 日以内に届出が必要です。

届書	別記第 18 号様式 (毒物及び劇物取締法施行規則第 18 条関係)
30 日以内、1 部	取り扱うようになった日から 30 日以内、1 部
手数料	不要
添付書類	
① 定款若しくは寄附行為 または登記事項証明書	申請者が法人であるときに必要です。
② 事業場の平面図 ※電気めっき業、金属熱処理業、しろあり防除業の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内での事業場の位置 ・設備の配置 ・毒物劇物保管場所 ・排水処理設備の配置、排水経路等 を明記してください。(寸法等も記載。)
③ 貯蔵設備の概要図 ※電気めっき業、金属熱処理業、しろあり防除業の場合	貯蔵設備の立体図(写真に寸法等を書き入れたものでも可。) <ul style="list-style-type: none"> ・縦、横、高さの寸法 ・施設設備の位置 ・「医薬用外」、「毒物」、「劇物」の表示の位置 <記載例> 
④ 運搬車両の概要図 ※運送業の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両の車検証 ・運搬車両の写真(表示状況等が確認できるもの) ・車両に備えるべき保護具の一覧
⑤ 運搬車両の保管場所の平面図 ※運送業の場合	寸法も明記してください。
申請時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物取扱責任者設置届(別記第 8 号様式)の提出も必要です。 ・備考欄に、法 22 条 1 項に該当することになった年月日を記載してください。 ・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記入してください。 ・登記事項証明書は、発行日から 6 ヶ月以内のものが有効です。 ・添付書類は、同一の書類がすでに提出されていて、6 ヶ月を超えない場合は省略することができます。その際は、備考欄にその旨を記載してください。 ・保健所の受付印が必要な場合は写しを別途準備してください。

<根拠法令>

毒物及び劇物取締法第 22 条（業務上取扱者の届出等）

毒物及び劇物取締法施行令第 41 条（業務上取扱者の届出）

“ 第 42 条

毒物及び劇物取締法施行規則第 13 条の 13（令第 41 条第 3 号に規定する内容積）

“ 第 18 条（業務上取扱者の届出等）

表 1

政令で定める事業	政令で定める毒物劇物
電気めっき事業（令第 41 条第 1 号）	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
金属熱処理事業（令第 41 条第 2 号）	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
大型自動車（最大積載量が 5 キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車）に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量（注）以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物劇物の運送の事業（令第 41 条第 3 号）	施行令別表第 2 に掲げる毒物又は劇物
しろありの防除を行う事業（令第 41 条第 4 号）	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

注）（1）四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合の容器・・・200L

（2）（1）以外の毒物又は劇物を運搬する場合の容器・・・1,000L

別表第 2（施行令第 42 条関係）

- ・黄燐
- ・四アルキル鉛を含有する製剤
- ・無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- ・弗化水素及びこれを含有する製剤
- ・アクリルニトリル
- ・アクロレイン
- ・アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- ・塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- ・塩素
- ・過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素 6%以下を含有するものを除く。）
- ・クロルスルホン酸
- ・クロルピクリン
- ・クロルメチル
- ・硅弗化水素酸

- ・ジメチル硫酸
- ・臭素
- ・硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸 10% 以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- ・水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム 5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- ・水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム 5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- ・ニトロベンゼン
- ・発煙硫酸
- ・ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- ・硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの